

中新川管内介護予防・日常生活支援総合事業
通所型サービス事業所 御中

中新川広域行政事務組合
介護保険課長

介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業所評価加算の届出について

日頃より当組合介護保険事業にご協力をいただきありがとうございます。

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の通所型サービス事業所における平成 30 年度事業所評価加算について、以下の対象事業所で加算の算定を希望する場合には、当組合へ加算の申し出が必要になります。内容をご確認のうえ、届出を行ってください。

記

1. 対象事業所

	【A5】 みなし指定 事業所	【A6】 中新川現行相当 通所型サービス	【A7】 中新川緩和した基準の 通所型サービスA
平成 30 年度 算定を希望する	富山県へ手続が 必要	事業所評価加算〔申出〕の有 無を「2 あり」で中新川に 提出	事業所評価加算〔申出〕の有 無を「2 あり」で中新川に 提出
平成 30 年度 算定を希望しない	富山県へ手続が 必要	届出不要	届出不要

2. 要件

事業所評価加算の要件は以下のとおりです。

- ①定員利用・人員基準に適合しているものとして都道府県に届け出て、選択的サービス（運動機能向上サービス、栄養改善サービス、口腔機能向上サービス）を行っていること
- ②評価対象期間における当該事業所の利用実人数が 10 人以上であること
- ③厚生労働大臣が定める基準を満たしていること

<参考>

- ・介護保険最新情報 Vol. 546

3. 申出方法

①提出期限

平成 29 年 10 月 16 日（月）必着

②提出先

中新川広域行政事務組合 介護保険課 保険業務係

〒930-0288

中新川郡舟橋村国重242番地

③提出様式

別添もしくは中新川広域行政事務組合ホームページに掲載の様式

- ・総合事業事業費算定に係る体制等に関する届出書
- ・総合事業費算定に係る体制状況一覧表

④留意事項

- ・加算の要件を満たしていても、事前の申出がない場合には算定できません。
- ・県内で複数の市町村から指定を受けている事業所について、所在市町村（保険者）に当該申出を行えば、他市町村に申出する必要はありません。
- ・提出書類のうち、総合事業事業費算定に係る体制等に関する届出書の「異動（予定）年月日」については、「平成 29 年 10 月 31 日以前の日」としてください。

4. 加算の算定結果

事業所評価加算の申出を行った事業所について、国民健康保険団体連合会が評価基準の審査を行います。基準を満たさない場合は、申出を行っても加算を算定できませんのでご注意ください。

加算の算定結果の通知については、平成 30 年 1 月から 2 月頃になる予定です。

事務担当

介護保険課保険業務係 佐伯

Tel 4 6 4 - 1 3 1 6

Fax 4 6 3 - 3 1 9 9